

平成 30 年 2 月 13 日

平成 30 年度の電力調達における燃料費調整の算定方法に関する補足説明

契約書第 13 条の「燃料費調整の算定方法については、算定時に有効な関西電力株式会社が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）によるものとする。」について、当然にご承知のことと存じますが、念のため以下のとおり補足説明しておく。

記

燃料費調整制度とは、事業者の効率化努力の及ばない燃料価格や為替レートの変動による影響を外部化するため、従量料金単価算定時の燃料調達コストに見合う平均燃料価格を「基準燃料価格」として設定し、以降、変動する燃料価格との差額を調整する制度であり、「燃料費調整の算定方法」として規定する「算定時に有効な関西電力株式会社が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）」とは、基本料金単価や従量料金単価の設定とそれに基づく燃料費調整の基準となる燃料価格の設定など、全体が適用可能な電気供給条件（特別高圧・高圧）が契約期間中における有効な関西電力株式会社が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）である。

関西電力株式会社が電気料金の改定により電気供給条件（特別高圧・高圧）を変更した場合は、改定後の電気料金を前提に算定した基準燃料価格などの前提諸元に変更された電気供給条件（特別高圧・高圧）の別表のみを適用するのではなく、契約単価を前提に適切な燃料費調整額を算定すること。

なお、この場合に契約単価の変更に関する協議の申し出があった場合は、発注者はその協議に応じる。